



NIPPON SEIKI

グリーン調達ガイドライン



日本精機株式会社

NIPPON SEIKI CO.,LTD.

2019年4月 8版

目 次

1. はじめに	p.2
2. 目 的	p.3
3. 適用範囲	p.3
4. 用語の説明・定義	p.3
5. お取引先様への要求内容	p.5
6. 納入品の環境負荷物質の遵守に関する項目	p.7
7. 取引開始までの流れ	p.10
8. 改訂履歴	p.11

1. はじめに

日頃より、当社の事業活動に多大なご支援とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

近年、地球温暖化、資源の枯渇、生態系の著しい変化など、地球環境問題は世界全体の重要課題になっているのはご承知のとおりです。

日本精機グループ(以降、当社と記す)では、地球環境問題を経営上の重要課題として位置づけ、環境と調和する持続可能な社会の実現をめざした活動を展開しております。

当社がお客様に提供する製品は、多くのお取引先様から納入いただく部品、材料、副資材等で構成されています。製品やサービスがお客様の要求や期待に適合し、持続可能な社会の実現に貢献するには、当社だけの活動だけでなく、お取引先様を含めたサプライチェーンに渡った活動と管理が必要不可欠となります。

最近では、欧州RoHS指令や欧州REACH規則に代表されるよう、地域限定ではなく、全世界で共通した化学物質規制に対応することが求められてきています。また、グローバル生産、グローバル調達の高まり、管理・監視する範囲が拡大しております。一方、社会的責任を逸脱した企業に対して、ステークホルダからは厳しい目が向けられております。このような変化を踏まえ、「NSグリーン調達ガイドライン」に要求、指針を反映いたしました。

適用範囲の明確化や、要求項目に温室効果ガス削減や生物多様性保全の取組みを追加するなど、当社および、お取引先様が持続的成長を遂げていくに必要な事項を盛り込んでおります。趣旨をご理解のうえ、必要情報の適時な開示・提出をお願い申し上げます。

グリーン調達活動は、お取引先様の当ガイドラインへのご理解なくしては困難であり、今後とも、このガイドラインを遵守していただけるお取引先様との環境保全パートナーシップを更に強化し、環境課題に共に力を合わせて取り組んでいきたいと考えます。

日本精機株式会社
購買本部長
執行役員 大崎 裕二

環境管理責任者
ものづくり本部長
取締役 常務執行役員 平田 祐二

2. 目的

当社は、あらゆる事業領域で、環境に配慮した製品、生産活動を実現するため、「環境に配慮した事業活動を展開しているお取引先様から、ライフサイクル全体に渡って、環境負荷の少ない部材を調達する」とともに、「サプライチェーン内或いはお客様に対して伝達が必要な化学物質情報を適切に管理する」ことに取り組んでいます。その実現のために、お取引先様への要求事項をガイドラインとしてまとめました。

3. 適用範囲

本ガイドライン(第8版)を、2019年4月1日より適用します。

本ガイドラインは、NSグループが調達し、当社製品を構成する以下に示す全ての購入品に適用します。

- 1) 材料 : 樹脂ペレット、塗料、印刷用インク、鉱物等
- 2) 製品・部品 : 電子部品、機構部品、ビス等
- 3) 副資材※1 : はんだ、接着剤、捺印用途インク等
- 4) 梱包材(包装材含む)※2 : 段ボール箱、ポリ袋、緩衝材、ラベル等

本ガイドラインでは、上記の1)～4)を以下“製品等”とします。

※1) 副資材とは、NSグループに納入される製品に最終的に含まれるもの、および生産段階で使用する(製品に最終的に含まれない)もの全てを指します。

※2) 梱包材とは、NSグループに納入される製品等の包み込み、保護、および配送に用いる包装材を含みます。

ただし、化学物質調査において、トレー、緩衝材、カートン箱、通函等で、当社や物流拠点で廃棄またはお取引先様へ返却することが明らかな梱包材については、適用除外とします。

4. 用語の説明・定義

欧州RoHS指令 : The Restriction of the Hazardous Substances の略

電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令。環境負荷物質については10物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)、フタル酸ビス2-エチル、ヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP))の使用を規制。

欧州委員会委任指令(EU)2015/863において追加されたフタル酸エステル類4物質(フタル酸ビス2-エチルヘキシル(DEHP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP))についても、使用を規制します。(詳細は、「6. 納入品の環境負荷物質の遵守に関する項目」を参照ください。)

<参考: 欧州RoHS指令の原文のURL>

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm

欧州ELV指令 : End of Life Vehicle の略

欧州廃車指令。自動車のリサイクル及び環境負荷物質に関する指令。環境負荷物質については重金属4物質(鉛、カドミウム、水銀、六価クロム)の使用を規制。

<参考: 欧州ELV指令の原文と適用除外(Annex II)の原文のURL>

http://ec.europa.eu/environment/waste/elv_index.htm

欧州REACH規則 : Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals の略
欧州加盟国における化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び
理事会規則。

欧州領域内での製造、輸入される化学品の登録、リスク評価義務。また、高懸念
物質(SVHC)は認可制とし、許容しがたい物質の製造、輸入および使用の制限。

<参考: 欧州化学品庁(ECHA)のREACH規則のURL>

http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_en.htm

規制物質の詳細 → <https://echa.europa.eu/information-on-chemicals>

SVHC : Substances of Very High Concern の略

欧州REACH規則における高懸念物質。

<参考: 欧州化学品庁(ECHA)の高懸念物質リストのURL>

<http://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table>

欧州包装材指令 : 包装および包装廃棄物に関する欧州議会及び理事会規則

包装廃棄物による環境汚染の軽減及び防止を目指し制定された指令。

<参考: 欧州包装材指令の原文のURL>

http://ec.europa.eu/environment/waste/packaging/index_en.htm

GADSL : Global Automotive Declarable Substance List の略

日米欧の自動車、自動車部品、化学品メーカーで結成されたグループ(GASG)が制定
した、業界共通の管理化学物質リスト。

<参考: GADSLのURL>

<http://www.gadsl.org/>

GHG : Greenhouse Gas (温室効果ガス)

地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体
の総称。弊社では、下記6ガスを対象としています。

- ・CO₂(二酸化炭素)、CH₄(メタン)、N₂O(亜酸化窒素)、HFC(ハイドロフ
ルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、SF₆(六フッ化硫黄)

CMS : Chemical substances Management System (化学物質マネジメントシステム)

製品に含有する環境負荷物質を管理するシステム。

使用禁止物質 :

国内外の法律、各種指針等によって、製品含有が禁止、あるいは規制値を超える
含有が禁止されている物質。

含有管理物質 :

含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握が必要な物質。

均質材料 :

欧州RoHS指令および欧州ELV指令に基づく定義で、機械的に異なる材料に分解で
きないレベルの素材。

5. お取引先様への要求内容

グリーン調達への要求内容一覧

提出文書の種類 要求内容	提出文書	提出タイミング					備考
		取引開始時 (製品等)	定期調査 (年1回)	新規採用時	変化点発生時	依頼時 (規制物質の変動等)	
(1)環境マネジメントシステム(EMS)の構築	グリーン調達取引先評価リスト	○					
	EMS・CMSセルフチェックリスト	○	○				
	品質(環境)監査シート	○ *1)					*1)NSが別途監査を必要と判断した場合、訪問時に確認
(2)化学物質マネジメントシステム(CMS)の構築	グリーン調達取引先評価リスト	○					
	EMS・CMSセルフチェックリスト	○	○				
	品質(環境)監査シート	○			○ *2)		*2)NSが別途監査を必要と判断した場合、訪問時に確認
	RoHS規制物質不使用保証書	○	○	○	○ *3)	○	*3)生産場所変更等で記載内容に変更が生じる場合のみ
	化学物質調査フォーマット			○	○	○	変更が生じた場合は随時
	初物事前申請書				○		6ヶ月前までに申請のこと
	製品仕様書			○	○		変更が生じた場合は随時
	部品検査成績表			○	○		変更が生じた場合 (変化点内容による)
(3)環境負荷低減 ・GHG排出量の把握/削減 ・資源循環の推進 ・生物多様性保全	グリーン調達取引先評価リスト	○					
	EMS・CMSセルフチェックリスト	○	○				
	GHG調査シート		○				

(1) 環境マネジメントシステム(EMS)の構築

お取引先様は環境マネジメントシステム構築と維持向上のため、ISO14001または、それに準ずる外部認証取得をお願いします。外部認証を未取得のお取引様は、ISO14001と同等レベルの環境マネジメントシステムの構築をお願いします。「グリーン調達取引先評価リスト」及び「EMS・CMSセルフチェックリスト」にて、構築状況の確認をお願いいたします。

(2) 化学物質マネジメントシステム(CMS)の構築

製品等を納入するお取引先様は、CMSの構築をお願いします。

国内はもとより各国の法規制には、製品に含まれる特定化学物質の管理が必要とされています。これらの要求に対応するため、各企業はサプライチェーンを通して製品に含有する化学物質について「適正で実効性のある管理」を行う必要があります。「グリーン調達取引先評価リスト」及び「EMS・CMSセルフチェックリスト」にて、構築状況の確認をお願いいたします。

① CMSに関するお取引先様への要求事項

項	要求項目	要求内容の概要
1	方針	経営責任者、事業責任者による取組方針の明確化
2	管理基準の明確化	法規制・業界基準・顧客要求の管理手順の明確化
3	管理範囲の明確化	管理すべき製品・工程・構成部材・化学物質の明確化
4	目標の策定及び運用プロセスの計画	目標・計画の明確と見直しの実施
5	組織体制、責任と権限の明確化	管理に携わる部門の役割、責任の明確化
6	設計・開発	設計・開発過程における要求事項への適合確認、他
7	含有化学物質情報入手・確認	サプライヤーからの情報入手・確認の仕組み作り
8	購買管理	サプライヤーへの要求事項伝達、他
9	受入確認	部材受入時の自社基準への適合確認
10	工程管理	化学物質の含有量に変化する工程における管理内容の明確化、識別管理、誤使用・混入・汚染の防止、他
11	出荷時の確認	製品出荷時の自社基準への適合確認
12	トレーサビリティ	製品トレーサビリティの明確化
13	変更管理	含有化学物質管理に関わる変更(設計、工程、購入先等)が生じた場合の処理手順明確化
14	不適合時の対応	不適合品発生時の処理手順明確化
15	教育・訓練	教育内容の明確化
16	文書化及びその管理	文書・記録の保管管理手順の明確化
17	コミュニケーション	情報共有化の体制構築
18	パフォーマンスの評価及び改善	内部監査等による管理実施状況の評価及び改善
19	マネジメントレビュー	経営者による課題事項の改善

② 化学物質管理の徹底

お取引先様は、納入する製品等に禁止物質が含有しない、または所定の閾値以下であることを確実にする管理をお願いします。

⇒6項の要求を遵守して下さい。

※規制物質の中には、製品性能特性を得る為の添加剤として過去に様々な用途で使用されてきたものもあります。これらは、現在でも製品に混入する可能性があります。

自然界で原材料に通常含まれているもの、製造工程で副生し、または副資材として使用され残留するもの、製造ライン共用や在庫品の流用等で混入するもの等々、規制物質の誤使用・混入・汚染の事例が度々報告されております。

お取引先様各位におかれましては法規制除外対象も含めて、扱う原材料や部品の特性や来歴を把握し、禁止物質が閾値を超えて混入することのないよう適切な管理をお願いします。

(3) 環境負荷低減

① GHG排出量の把握/削減

- ・お取引先様に対し、GHG排出量を把握した上で削減する取り組みをお願いします。
- ・GHG排出量削減に向けた体制の構築、使用エネルギー量の把握、排出量の削減に取り組まれていること。

⇒8頁、6(2)④の調査シート提出をお願いします。

② 資源循環の推進

a) お取引先様は当社が推進する資源を有効活用する循環型モノづくりに貢献する資材を提案し、採用を働きかけるようお願いします。なお、循環型モノづくりに貢献する資材とは、

- ・投入資源の削減に寄与する資材
- ・再生資源の活用拡大に寄与する資材
- ・製品輸送の為の包装部材のリユースに寄与する資材

b) 廃棄物排出量の削減及びリサイクルの推進

c) 生物多様性保全

- ・お取引先様には、生物多様性保全に貢献する取り組みをお願いします。
- ・生物多様性保全に貢献する方針設定と、活動を行うこと。

6. 納入品の環境負荷物質の遵守に関する項目

当社に納入される製品等に対する環境負荷物質対応を以下に規定しておりますので、各項目へのご協力と情報提供をお願い致します。

(1) 環境負荷物質の管理

① 欧州RoHS指令の遵守

尚、適用除外は下記サイトを参照ください。

http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/legis_en.htm

欧州委員会委任指令(EU)2015/863においてRoHS規制物質に追加されたフタル酸エステル類4物質は、製品への使用・含有を禁止とします。閾値:0.1wt%(1,000ppm)。

No.	物質名	CAS No.
1	フタル酸ビス2-エチルヘキシル(DEHP)	117-81-7
2	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
3	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2
4	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5

NSグループへの納入品にフタル酸エステル類4物質の含有を禁止とします。

EUへの上市可能期限:2019年7月21日。

(弊社では前倒して自主期限を設定し、2018年7月22日以降の納入品から使用を禁止しています。)

但し、品種によっては個別に設定する場合があります。

② 欧州ELV指令の遵守

尚、適用除外は下記サイトを参照ください。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2011:085:0003:0007:EN:PDF>

③ 欧州REACH規則の遵守

認可候補リスト(Candidate List)を確認いただき、掲載されるSVHCを含有している場合には情報の伝達をお願いいたします。

<http://echa.europa.eu/candidate-list-table>

また認可リスト(Authorisation List)を確認いただき、掲載されるSVHCについては原則弊社の禁止物質として今後の製品への使用・含有を禁止します。

<https://echa.europa.eu/authorisation-list>

尚、車載分野におけるREACH SVHCについての情報伝達は「自動車業界REACHに関するガイドラインVer.3.1」(AUTOMOTIVE INDUSTRY GUIDELINE ON REACH)

<http://www.acea.be/industry-topics/tag/category/reach>

に基づきます。

④ GADSL の遵守

欧州RoHS欧州ELV指令並びにREACH SVHCで指定される物質を包含する自動車業界のGADSLの最新版をご確認いただき、使用禁止物質が弊社への納入品に含有しないようにお願いします。

<http://www.gadsl.org/>

⑤ 欧州包装材指令の遵守

包装を構成する部材毎の質量を分母として、各部材に含まれるカドミウム、鉛、六価クロム、水銀の四重金属総合計を重量比で100ppm未満にしてください。

なお、包装を構成する部材とは、包装材を簡単な手段で分離できる部分とします。

(例、ダンボール梱包における「ダンボール紙」と組立に用いる「粘着テープ」、表示に用いる「ラベル」は、それぞれ別の部材とする。)

http://ec.europa.eu/environment/waste/packaging/index_en.htm

(2) 環境情報の提供

【取引開始時、定期調査(1回/年)】

① グリーン調達取引先評価リスト

お取引先様は取引開始時に、環境管理体制を評価し提出をお願いします。
以下からダウンロードすることができます。

様式: <http://www.nippon-seiki.co.jp/csr/eco/green/>

② EMS・CMSセルフチェックリスト

お取引先様はEMS及びCMSの構築状況を自己評価し、提出をお願いします。
以下からダウンロードすることができます。

様式: <http://www.nippon-seiki.co.jp/csr/eco/green/>

③ RoHS規制物質不使用保証書

お取引先様はRoHS規制物質の含有状況を調査し、提出をお願いします。
お取引様が商社の場合は、製造元にRoHS規制物質を使用しないことを要求し、
当社から製品等への「RoHS規制物質不使用保証書」の提出要求があった際には
実稼働3日以内に提出をお願いします。
規制値未満の保証であり、管理値未満の保証ではありません。

様式は、右記から入手ください。 <http://www.nippon-seiki.co.jp/csr/eco/green/>

④ GHG調査シート

お取引先様は弊社より調査依頼のあった場合は、提出をお願いします。
調査依頼があったお取引様は、指定書式にて弊社への納入製品に関わるGHGの集計
と提出をお願いします。

【随時(非定期)調査】

新規に納入いただく品種に応じて、下表の化学物質調査フォーマットの提出をお願い致します。

化学物質調査フォーマット

(◎:提出必須、—:当社より要求無い限り提出不要)

調査フォーマット	弊社へ納入される製品種				提出先
	原材料	製品・部品	副資材	梱包材	
⑤RoHS規制物質精密分析データ	◎	◎	◎	◎	依頼元へ提出
⑥(M)SDS	◎	—	◎	—	↑
⑦chemSHERPA	—	◎	◎	◎	↑
⑧JAMA/JAPIA統一データシート	◎	◎	◎	—	↑
⑨IMDS	◎	◎	◎	—	↑

⑤ RoHS規制物質精密分析データ

当社書式に記入の上、提出願います。
以下からダウンロードすることができます。

様式 <http://www.nippon-seiki.co.jp/csr/eco/green/>

均質材料毎に、下記のEU RoHS指令対象10物質の非含有を証明するICPデータ
等の精密分析資料を、弊社書式に添付のうえ提出願います。

⑥ (M)SDS

お取引先様・材料メーカー様の書式にて提出願います。

参考:経済産業省の作成・提供方法

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/4.html

⑦ chemSHERPA

経済産業省より2015年10月に公開された新たな情報伝達スキームです。

AIS同様JAMPより運営されます。

以下、専用サイトからダウンロードすることが出来ます。

<https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/>

⑧ JAMA/JAPIA統一データシート

JAMA(日本自動車工業会)及びJAPIA(日本自動車部品工業会)にて標準化された成分調査シートです。以下からダウンロードすることができます。

<http://www.japia.or.jp/>

調査シートのパスワードは弊社までお問い合わせください。

⑨ IMDS

IMDS(International Material Data System)は自動車業界の環境負荷物質情報収集システムです。以下から登録することができます。

<http://www.mdsystem.com/>

送信先企業ID(弊社IMDS企業ID):18363へ送信ください。

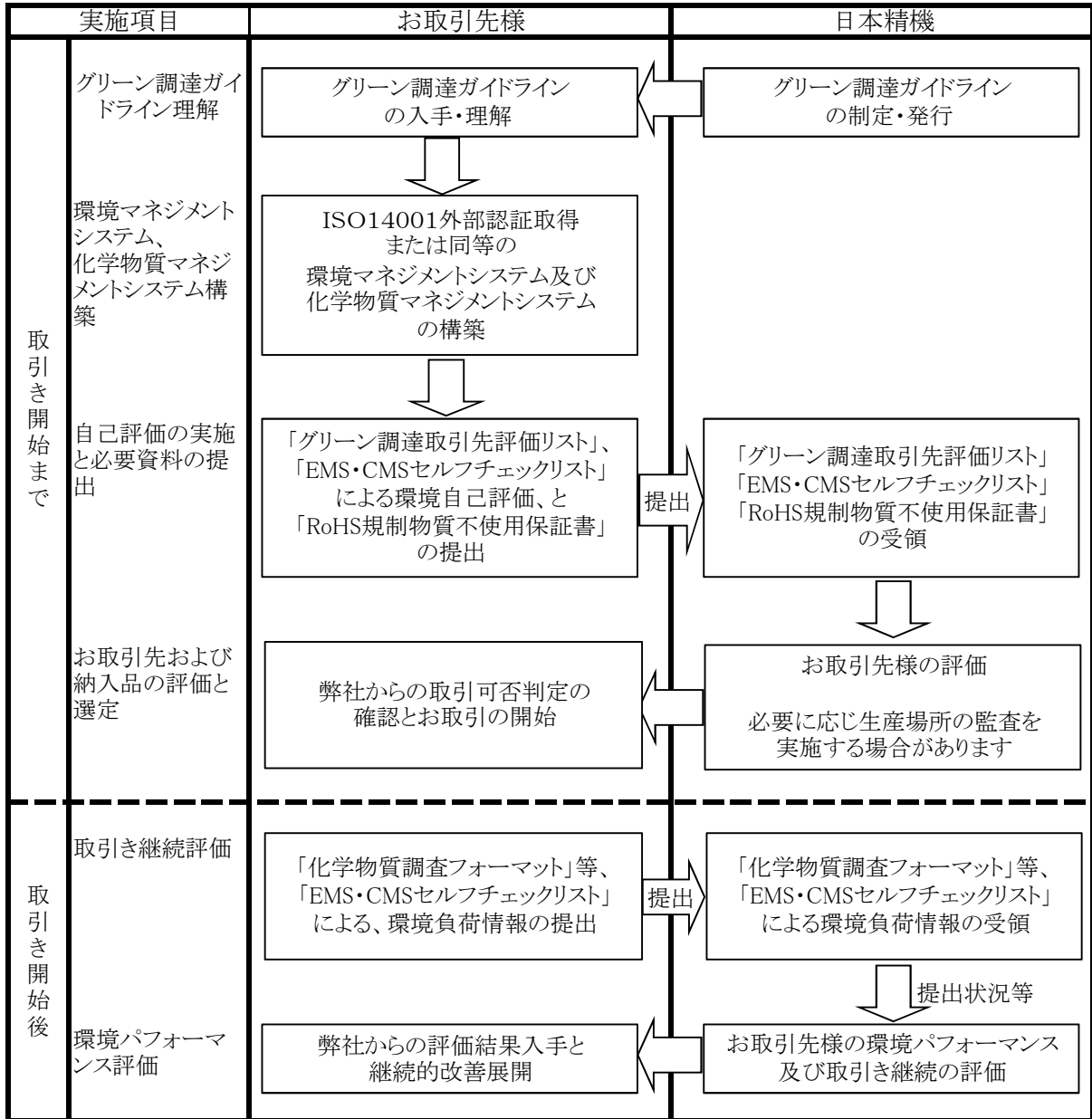
各調査フォーマットは、変化点発生時は元より、対象物質および適用除外の変更等により、報告内容に変更が生じた場合には、改めて提出願います。

なお、指定フォーマット以外のお客様固有要求含有管理物質については、別途指示いたしますので、そちらについても遵守願います。

7. 取引開始までの流れ

当社はお取引先様から提出された情報を元に、お取引先様の事業活動および調達品のグリーン調達ガイドラインへの適合性を評価します。

この当該評価を基に、弊社はグリーン調達ガイドラインに適合するお取引先様からグリーン調達ガイドラインに適合する資材の調達を行います。



お取引先様による自己評価の結果、不備な箇所への改善をお願いします。実態を確認する目的で、弊社が監査をさせていただく場合がありますので、その際にご協力願います。

なお、2次以降のお取引先様の管理監督もお願いします。

8. 改訂履歴

改訂番号	制定・改訂日	内容・理由
第1版	2005/7/26	制定
第2版	2010/2/1	全面改訂
第3版	2013/3/15	全面改訂
第4版	2014/8/1	7ページ:③欧州REACH規則の遵守のURL変更
第5版	2016/4/1	フタル酸類((EU)2015/863追加物質)の要求事項を追加。 欧州包装材指令の要求事項を追加。 9ページ:⑤JGPSSI調査回答ツールのURL変更
第6版	2017/4/1	フタル酸類要求事項の改訂。 調査フォーマットの改訂。
第7版	2018/4/1	<ul style="list-style-type: none"> ・4頁:欧州REACH規則のURL変更 ・4頁:CMS追加 ・5～10頁:EMS・CMSセルフチェックリストの追加 ・5頁:グリーン調達への要求内容一覧変更 ・8頁:(2)環境情報の提供を提出タイミングに合わせ変更 ・9頁:JAMP AIS及びchemSHERPAの使用期限変更
第8版	2019/4/1	<ul style="list-style-type: none"> ・6頁:5.(2)①10の工程管理に「誤使用・混入・汚染の防止」を追加。 ・6頁:5.(2)②化学物質管理の徹底に、注意事項を追加。 ・7頁:6.(1)①フタル酸エステル類の含有禁止期限、閾値を明記。 ・8頁:6.(2)化学物質調査フォーマットから、JAMP AISを削除。

発行 2019年4月
日本精機株式会社

【発行】
TQM推進室
購買本部

【編集・監修】
計器設計本部
EMS・コンポーネント本部
品質保証本部



日本精機株式会社 グリーン調達ガイドライン